

資料紹介

アレクサンダー・アイヒェレ／ヤーコブ・マイヤー
ヨアヒム・レンツィコフスキー／セバスティアン・
ジンメルト『論理学とその使用法入門』(1)

小 島 秀 夫

I 紹介にあたって

特殊な規範論を展開しているとも評される義務論理¹⁾が刑法の古典的な問題を解決するに当たって有益なアプローチの1つとなりうることは、これまでの拙稿を通じて明らかにしてきたところである²⁾。もっとも、義務論理の体系をどのように構築するかは、法論理学の重要な課題であり³⁾、さまざまな義務論理のヴァリエーションが唱えられている⁴⁾。むしろそれらを1つ1つ検討することも重要ではあるが、規範相互の論理的関係から刑法の諸問題を解決することに主眼を置くならば、まずもって義務論理の基礎を構成する論理学について、その概要を把握することが優先されなければならないだろう。

すでにプッベは、論理学から得られた知見に基づいて、因果関係や過失の共同正犯などを検討している⁵⁾。その当否については別稿に委ねたいが、こうしたアプローチは、少なくとも刑法学において敬遠されているように思われる。プッベは、そうした状況に至った背景の1つとして、法的三段論法への失望を挙げている⁶⁾。例えば、次のような推論形式を想定したい。

(大前提) 全ての殺人犯は、無期懲役によって処罰されるべきである。

(小前提) Xは、殺人犯である。

(結論) Xは、無期懲役によって処罰されるべきである。

このような推論形式それ自体は、確かに異論の余地なく受け入れられるものであろう。しかし、法的三段論法は、小前提に置かれる事実が認定される

ことによって初めて有益なものとなりうるのであり、行為者のいかなる表象が殺人の故意を基礎づけるのかといった事実認定に関する諸問題についてまで有効な基準を提供するものではないと解されている。こうしたプツペの指摘にも慎重な検討を要するが⁷⁾、そもそも学説に対する批判が論理的な根拠によってのみ反駁可能であることに鑑みれば、論理的に受け容れられない学説や判例理論は、法律学の分野においても決して説得力を有するものではないだろう。そうであるならば、いかなる法学者あるいは法曹にとっても、論理学の概要を理解することは重要であると考えられる⁸⁾。

以下で紹介する文献は、アレクサンダー・アイヒェレ／ヤーコブ・マイヤー／ヨアヒム・レンツィコフスキー／セバステリアン・ジンメルト『論理学とその使用法入門』(2015年)⁹⁾である。論理学の入門書ないしハンドブックとはいえ、その内容は決して平易とは言えないが、随所に刑法の諸問題が引き合いに出されており、注目に値する。まずは、論理学の対象と法的三段論法を構成する「命題」について見ていきたい。

Ⅱ 『論理学とその使用法入門』B章までの概要

論理学とその使用法入門

法学は、1つの学問であると同時に1つの術でもある。法学が特別な対象領域を法形式における形態や法の適用まで分析的に広げ、理論的に把握しようとする限り、法学は学問である。また、法学が法において定式化される一般的な行動規則を個々の事件に適用することによって、法を語る際に理論的知見を使用する限り、法学は、人の手が加えられたという古典的なテクネ(téchne) という意味での術である。この善と衡平の術(ars boni et aequi)としての役割は、法学本来の目的である。その役割を充足するためには、事件が起こる領域の十分な知識、つまり起こりうる物の総体としての世界に関するあらゆる知識や、世界との関係において法学特有の対象についての知識をもつことが前提とされる。例えば、ウルピアヌス(223年没)は、法律学

について次のように述べていた。

「法学は、神と人間の事項に関する知識であり、正と不正に関する知識でもある。」

『学説彙纂』 1.1.10

どの学問も、特定の規則や方法によって成り立っている。それゆえ、学問を勉強して身につけようとする者はみな、扱うべき対象を規定する規則や方法論を学ばなければならない。法学の対象は、ウルピアヌスの定義によれば、人間に関わるものであり、正や不正に関するものである。法学者にとっては、法とは何かの問題となる。

法学も、ある一定数の命題を世界に適用している。つまり、ある一定の秩序が人間の行動に帰責させることで、人間の行動に見られる世界が理解可能なものになる。こうした分析を踏まえることで、世界における出来事を明らかにし、ベストな形で理解されうる命題が生まれるのである。

もっとも、ある1つの疑問が浮かび上がる。それは、どういった諸条件の下で命題が世界に適用されうるのか、そしてなぜ命題とのさまざまな結びつきが世界における特定の出来事を明らかにするのか、という疑問である。というのも、言葉を並べることで世界における何らかのものが示され、説明されうることは、何ら自明ではないからだ。命題の適用可能性や命題の構成要素といった基本的諸条件に関わる学問は、論理学である。論理学は、理性的な世界、すなわち一般的に理解可能な世界におけるほぼ全ての発語の基礎を構成する。学問に携わり、その成果を利用する者はみな、発語行為の理解可能性が一定程度求められるため、いかなる学問においても、その形成には論理学を手始めとしなければならない。これは新米の生物学者や哲学者と同様に、法学者にも当てはまる。

論理学とは何か、その対象を詳細に考察すると、命題や命題となりうるものが、われわれの思考に依拠していることに気づくだろう。というのも、命題が考察されることなくして、命題は存在しないからである。それゆえ、論

理学は、古きポールロワイヤル論理学で見られたように、定義されうる。

「論理学とは、自ら知識を得るだけでなく他人にも教えるために、物事を認識することで理性をうまく導出する技法なのである。」

アントワヌ・アルノー『論理学、あるいは思考の技法』72頁

A. アヒル¹⁰⁾ (Ente) から概念へ：論理学の対象

われわれの知識は一般的に、真となる命題の形式、すなわち主張されうる文や命題の形式をもつ。

全ての命題は、分解することができる。例えば、「アヒルは黄色い」という命題では、「アヒル」「は」「黄色い」というように分解でき、そのどれもが、それぞれ違った特定の意味と機能を有している。「アヒル」は、何かが述べられているものの一部分である。その部分は、主張にまずその対象を与えている。このような要素は、主語 (Subjektterm)、短く言えば論理学における主辞Sとして示されよう。この名辞それ自体を独立してみると、その部分が示す内容を認識することはできない。というのも、「アヒル」の事例のように、名辞の意味が周知されている場合であっても、その知識は、「アヒルというのは…」という文で始まる考え方、すなわち命題文の中に存在しているからである。「アヒル」という語だけを述べた場合、「これはアヒルである」という文を短くしたか、もしくは簡単に音のみを発したことになる。したがって、主語として使用される語が何を表しているのか理解するためには、語を独立して捉えてはならないのである。さらに、主語は内容を持ち合わせていない。それゆえ、およそ何らかの明確な事柄を理解しようとする場合には、ある一定の内容が必要となる。例えば、その主辞に「黄色い」という言葉が与えられたとしよう。黄色であるという属性が主辞—ここでのアヒル—に与えられる。それゆえ、この名辞は述語 (Prädikatterm)、ないしは短く言えば論理学における賓辞Pと称されよう。

主辞と賓辞の関係を作り出す部分は、「～は～である」(ist) という語で

ある。このような語には結びつける機能があるため、繫辞（Kopula）とも呼ばれている。繫辞は、主辞と賓辞を結びつけ、その結びつきを認識可能なものとすることによって、命題を形成する。最も単純な命題は「SはPである」という形式になるだろう。

主語は述語によって規定され、述語を通じて、他に可能な主語から区別されうる。それゆえ、上述した形式の命題は、定義（Definition）とも呼ばれうる。主語の意味は、定義を通じて規定される。したがって、主語は定義される語句（Definiendum）、すなわち規定されるべきものであり、述語は定義する語句（Definies）、すなわち規定するものであるとも言えよう。

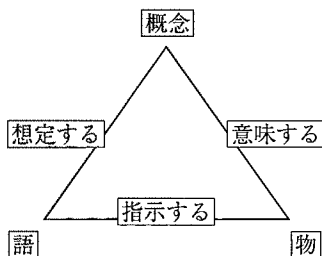
I 「アヒル」とアヒルの概念：定義

もともと、「黄色」については「ピンク」を意味し、「テーブル」については「椅子」を意味することもできるはずであり、最終的には全てが言語の慣習に従っているとも言えるかもしれない。しかし、そのような理解は正しくない。述べられる語は、意味を伝達する言語の手段である。それゆえ、語は、別の語によっても伝えられうる、ある一定の事実的意味を示すものである。これに対して、意味の担い手は「概念（Begriff）」と呼ばれている。主語を定義する場合、概念を定義するのであって、語を定義するのではない。したがって、辞書に書かれている意味の規定は、「語彙的な定義（lexikalische Definitionen）」でもあるとも言えよう。しかしこれは、事実を定義するものではない。

「語彙的定義」は、法において広く見られる。例えば、麻酔剤法（BtMG）1条1項には、麻酔剤法の意味における麻酔剤とみなされる全ての作用物質が挙げられている。この列挙は、法律の留保（ドイツ基本法103条2項）ゆえ、限定的なものである。こうした方法での語彙的定義の利益や不利益については、容易に認識されよう。ある特定の物質が、列挙された作用物質の1つを含むもので、専門的知識によって容易に認定されうるならば、麻酔剤法

による処罰を通じて配布を禁止するものに該当する。しかし、当該作用物質が、そのリストに記載されていない限り、新たに調査された薬物に麻酔剤法を適用することはできない。なぜなら別表には、麻酔剤に関する事実的な定義が書かれていないからである。そのような場合には、法は改正されなければならないだろう。

「語」、「概念」、「物」の論理的関係は、以下のように記号論的三角形と呼ばれる図式で表されよう。



アリストテレスも、かつて次のように述べていた。

「音声は靈魂のうちにある様態の象徴であり、文字は音声のうちにある様態の象徴である。それら2つのものがそのしるしであるところの最初のもの、すなわち靈魂の様態は、全ての人々にとって同一であり、この様態がそれらの類似物であるところの事物は、もちろん同一である。」

アリストテレス『命題論』1章16a

つまり、概念はいわば心の意味統一体である一方、語は概念を想定し、ある一定の物を指示する。例えば、三角形という様態は心の対象となるもので、ドイツ語では話し手が「Dreieck」と、中国語では「sānjiǎoxíng」と発するものの、両者がその対象として理解しているものは同じである。このような理解によれば、概念は、その意味を伝達するために発話されるものであるとしても、言語の慣習とは独立していると言えよう。

こうした点は、法律用語のような人造用語についても当てはまる。ある法律の中に、ある特定の専門用語が定義されていることも珍しくはない。それ

は「法的定義 (Legaldefinition)」と呼ばれる。例えば、ドイツ刑法典19条には「行為遂行時に14歳に満たなかった者は、責任無能力である」と規定されている。しかし、それとは異なるような規定も、問題なく定めることができよう。

概念が悟性的存在者によって同じように理解されうるならば、悟性的存在者は、1つの概念を世界のさまざまな個物に同じように適用することができる。具体的に言えば、各自が「椅子」という概念の下で同一のものを理解する際、ある一定の椅子についての命題が、常に理解されうる。それは、概念が一般的に妥当する、つまり、普遍的であり、普遍的な意味を持っていることを表している。それゆえ、概念は、適用されるものとも区別される。先の例では、世界における一定の個物が「椅子」とであるとされるならば、そのような個物はみな「椅子」という概念の下に包摂される。その際、「椅子」という概念の定義に含まれるあらゆる属性が示されることにもなる。そのような属性を持つ物については、たとえ中国語で「yizi」と言われる物も、「椅子」が想定されることになる。したがって、語は、ある物を規定する概念を想定している。これに対して、物それ自体は、決して意味を含むものではない。

もはや概念は、個々の物にとどまらず、可能とされる多くの個物に、常に適用されうるように思われる。というのも、1脚以上の椅子が存在し、無数の椅子を指す可能性もありうるからである。すでに述べたように、主語は述語によって規定される。そうであるならば、主語は、一般的な概念に包摂される別の個物と区別しうるよう、明確に規定されうる。例えば、勉強机の椅子は、台所の椅子やカフェ用の椅子と区別されうる。言い換えれば、一般的にはどのような物も、さまざまな物の様態が区別されうる。その点に、定義の利用を見て取れるのである。すなわち、概念を構成し、任意に明確化する限り、世界における同種の物を細かく区別化することができる。概念だけが持つ唯一無二の機能は、こうした点に見られよう。

そうだとすると、どの命題も、定義に関する構造が重要である。いかなる命題も、不変のグループを規定しなければならない。例えば、コガモやオシドリやマガモは、確定したグループとして理解されうるものの、およそ黄色いアヒルとして理解されうるものではない。というのも、あらゆるアヒルだけではなく、およそ全ての物質的な物は、もともと黄色くなかった物が黄色く塗られるならば、黄色くなりうるからである。それゆえ、どういう述語が採用され、どういう述語が採用されないかが決定づけられうる、定義についての何らかの基準が存在しなければならない。その基準は、通常、中世のスコラ哲学に由来する1つの規則からもたらされ、それは、ボルピュリオス(233年-305年)によるアリストテレスの『範疇論 (Kategorienschrift)』の手引きにさかのぼる。「定義というものは、次に上位の類であり、種特有の違いがあるように思われる。」

まず、概念というものは、属性によって定義づけられるものであり、その属性とは、指示しようとする物の本質的な属性である。そのような属性は、本質的要素 (Essentialia) と呼ばれている—ラテン語で「esse」とは存在を意味する—。なぜなら属性は、示される物を確定するからである。それゆえ、示される物が何なのかについて、属性なしに認識することはできない。そうだとすると、物には当然、本質的要素が付与される。こうして、本質的要素によって定義される概念は、はっきりとした対象物を示し、不変的な物の状態を示すことになる。本質的要素は、より詳細な区別化に向けて、物の偶有的要素 (Akzidenzien) を示す述語によって補完される。偶有的要素は、物に偶然的な様態を付与する属性で、物がそのような属性を持ち合わせていなくてもよく、別の属性でもよい。偶有的な属性は、異なる状態でも当該物が存在するような、物の偶然的な属性を示す。例えば、アヒルは、本質的にはくちばしをもつ動物である。なぜなら、アヒルには必ずくちばしがあるからである。しかし、くちばしの細かい色は偶然的である。くちばしは、さまざまな色のものがあり、アヒルでもそうであろう。さらに、くちばし

は、ある特定のアヒルが鳴いたり注意喚起したりする場合、開いた状態にもなれば閉じた状態にもなるし、もともと暗褐色のくちばしは、カール・パークスが描いたように橙色にもなりうる。

こうした考察を踏まえると、「真の」定義と「みせかけの定義」を区別することができる。例えば、「犯罪事象」の中心人物としての正犯が単なる「脇役」としての共犯と区別される場合、実際は定義ではなく、単なる1つの連想があるに過ぎない。このような語用法を支持する論者は、「図式化された抽象的な概念」として「行為支配」を「指導原理」とすることで、内容的に具体化された規定を作り上げるかもしれない。しかし、方法論的な正犯概念は、対立を超えて展開可能であるという意味で弁証法的態様であるため、それは概念ではなく、概念の対立を表すものである。そうした表現が何も示していない以上、そのような表現を何らかのものに適用することはできず、その適用を再検討不可能な形で主張することもできる。こうした見せかけの概念を「適用する (anwendet)」裁判は、何一つ根拠づけておらず、その判断は単なる恣意的な断定であるに過ぎない。

見せかけの概念は、あらゆる可能なものを「作り上げる (machen)」ことができるため、常に便利である。こうした見せかけの概念や根拠を明らかにすることは、(法学を含む) 学問の重要な責務である。

Ⅱ アヒル性とヴァルプルガという名のアヒル：外延と内包

以上で示した方法に基づいて、極めて一般的な概念や非常に特殊な概念が構築されうる。概念は、属性をほとんど含まない場合、極めて一般的なものとなる。そして非常に多くの個物が、そうした概念の下に包摂される。概念が多くの属性を含む場合、それは特殊なものとなる。そしてわずかな個物のみが、そうした概念の下に包摂される。もっとも、概念が1つの個物を正確に定義しているわけではない限り、概念は、論理的な可能性に応じて、無限に想定される多くの可能な事物に適用されうる。なぜなら、概念は構成要素

としての全称的な名辞しか含んでいないからである。概念が組み合わされる場合も、1つの普遍的な名辞が必ず生み出される。こうしたことから、全称性と単称性を区別する際、どれだけ多くの個物が実際1つの概念に包摂されるのかは重要ではなく、概念が無限にありうるさまざまな個物を同種に規定するかどうか、もっぱら重要である。

ある表現が、1つの個物を正確に示したり意味づけたりする場合、いわゆる単称名辞 (singuläre Term) ないし名 (Namen) が問題となる。例えば、ヨアヒム・レンツィコフスキーとセバスティアン・ジンメルトは、それぞれ1つの個体であり個人を示している。名辞は、複数の個体を示しうるものである。「この本の共著者」は、すでに挙げた個人を指すのみならず、アレクサンダー・アイヒェレ、ヤーコブ・マイヤーも含まれる。そのような名辞では、いわゆる共著者名が問題となる。その際、共著者名によって結び付けられている属性は、そこで想定された個人それぞれに付与されるのではなく、いわゆる共著者全員に付与される点に注意すべきである。もっとも、そうしたことが当てはまるならば、全称名辞ないし概念が問題となる。例えば、椅子となりうる属性は、個々の椅子全てに同じように付与される。

すでに見てきた通り、名称の定義は、諸概念によって行われる。もっとも、この点に関する人間の知的能力は十分ではない。というのも、単称名辞の定義は、その対象について、他の存在している物から区別するだけでなく、無限にありうるおよそ全ての物から区別しなければならないため、無限に続くからである。思考の明晰性と一義性が問題となる限り、論理の基本的な要素は概念であるため、真正の名称、すなわち単称名辞が必要であり、そのような下で、われわれ人間は、一般的な論理的プロセスを止めるのである。いずれにせよ、そのような単称名辞の論理は内包的なものになる。というのも、あらゆる論理的な関連づけは、概念の内容、すなわち概念の内包 (Intension) によってのみ形作られるものだからである。

これに対して、学問で使用される各々の論理は外延的である。あらゆる論

理的な関係づけは、当該概念の周辺、すなわち概念の外延 (Extension) によって作り出される。外延的、内包的論理は、以下のように区別される。内包的論理では、定義に立ち入る賓辞によって表現の意味が規定される。内包的論理に基づく、賓辞は、最終的には主辞によって規定され、賓辞を規定する主辞にのみ付与されるのである。

これに対して、外延的論理における表現の意味は、そのような表現によって示される個物について規定する。つまり、「アヒル」という表現の意味は、存在する (全ての) アヒルを指示するだけで、すではっきりと明らかになる。アヒルの概念は、個々のアヒル全てに同じように付与される属性、例えば「翼をもった」とか「泳ぐ能力のある」といった属性を定義に採用することによって構成される。もっとも、さらに共通の属性をアヒルに付与することは排除されていない。内包的論理とは反対に、外延的論理では、賓辞が主辞を規定する。それゆえ、「翼をもった」かつ「泳ぐ能力のある」ものは全て、定義上 (per definitionem) アヒルとなるだろう。

この例が示しているように、外延的論理における賓辞の外延は、主語の範囲より常に広い。例えば、「翼をもった」とか「泳ぐ能力のある」といった物は、「アヒル」より多く存在する。これに対して、内包的論理では、賓辞の外延は、常に主辞の範囲と同程度で、すなわち1つしかない。

外延的論理では、概念の内包 (内容) と外延 (範囲) の間には、一般的に次のような関係がある。外延が大きければ大きいほど内包が小さくなり、内包が大きければ大きいほど外延が小さくなる。つまり、賓辞が定義に採用されればされるほどその概念に包摂される個物は少なくなり、逆もまた同じである。さらに、概念の定義が本質的要素のみ含む場合には概念の外延が大きくなり、本質的要素が少なければ少ないほど多くの物が概念に包摂される。というのも、概念の内包が小さいからである。さらに、定義に偶有的要素が含まれている場合には、概念の外延は少なくなる。なぜなら、概念の内包がより大きいからである。

Ⅲ これはアヒルではない：矛盾と同一性

いずれにせよ、いかなる賓辞も自由に当てはめることができる主語など存在しない。対象となる類の定義、すなわち属や種を定義する際に用いる本質的な叙述も、同一の種におけるさまざまな個体を区別する偶有的な叙述も、同様の制約に服する。例えば、丸みを帯びつつ角のある、すなわち丸くない球などというものは存在しない。それは、もっぱら球自体を考察することを前提としており、エウクレイデスの定義によれば、回転楕円体、つまり1つにつなげられた表面に包まれた物体で、表面から中心までの直線がどれも同じ長さの物体であるとされている。丸いという属性は、角があるという性質を排除するものである。同様に、黄色い斑点があり、かつ真っ赤なコガモもありえない。しかし、主辞にそのような正反対の賓辞をあてる命題は、検証不可能な命題である。なぜなら、賓辞的に規定された主語と合致するコガモは、この世界ではもちろん、別の可能な世界にも発見しえないからである。それゆえ、命題は、2つの対立する賓辞によって意味をなさないものになると言えよう。したがって、対立する述語をもつ命題は、全く真とはなりえないがゆえに偽であるわけではない。この点から、「真」も「偽」も同等の真理値であることが見て取れよう。「真」も「偽」も、2つの論理的属性の1つに当てはまる命題が真となりうることをそもそも前提としているからである。

そのような無意味は、法律学における定義においても、より悪いことに法の中でも見られよう。例えば、ドイツ刑法典263条1項では、詐欺の実行行為が「虚偽の事実」を真実に見せかけること、または「真実」の歪曲ないし隠蔽と規定されている。しかし、「偽」でも「真」でもない事実もあり得るし、そのどちらかである—もしくはどちらかでない—ことも考えられよう。事実に関する命題のみが「真」か「偽」となりうる。命題が、実際に存在しない事実の所与性を示すものであるならば、その命題は偽である。

この点から、命題に関して論理的に真となりうる基準も直ちに見て取れよう。というのも、世界に関するわれわれの命題を判定しうる試金石は、世界それ自体であるからだ。アリストテレスも、命題が真となりうるのはどういう時で、真でないのがどういう時なのかについて、まさに以下のように述べている。

「存在することを存在しないと言ったり、存在しないことを存在すると言ったりすることが偽である。これに対して、存在することを存在すると言ったり、存在しないことを存在しないと言ったりすることが真である。」

アリストテレス『形而上学』4巻6章1011b

アリストテレスによる真理の規定から、諸概念や命題について、いかなる概念も命題も理解されうる、一定の命題に関する基本構造が生まれる。先に示したように、命題の主辞は常に賓辞と結びついている。そうであるならば、一定種の賓辞が主辞に所属される性質を指摘することができよう。こうした所属性は、より正確に言えば賓辞と主辞の同一性ないし部分的同一性ということになる。部分的同一性と言われるのは、主辞にはより多くの賓辞が与えられうるためである。しかし、主辞と単純な賓辞もしくは複合された賓辞がまさに同じものを意味する場合、完全な同一性と称することができよう。というのも、両者は、文法上およそ区別されるとしても、論理的にはもはや区別されえないからである。さらに、アリストテレスによる真理性基準においては、「SはPである」という形式の命題によって妥当性が主張される。というのも、主張される命題の主辞と賓辞の（部分的な）同一性が世界で見られる場合に、われわれの命題がまさに真となるからである。すなわち、諸命題は、主語を通じて想定される物に、述語を通じて意味を表す属性が与えられる場合に真となるのである。したがって、主張しようとしている主辞と賓辞の結びつきが世界で見られない場合、命題はまさに偽となる。「このアヒルは黄色い」という命題は、このアヒルが黄色い場合に真となるのであり、そうでない場合は偽となる。これは、トマス・アクィナスによる

真理の定義とほぼ同じであると言えよう。

「真理とは知性と事物の一致である。」

トマス・アキナス『神学大全』16問1項注解

命題においては、主辞に賓辞が与えられるものの、すでに主語に含意される特定の別の賓辞によって指示機能が排除されるがゆえに、指示機能が全くない場合も起こりうる。そのような命題は、「矛盾 (widersprüchlich)」と言われている。別の言葉で言えば、誤った方法で主辞と賓辞の (部分的) 同一性が主張される場合には、常に矛盾が生じる。「球は角がある」という上述の例は、そのような矛盾を示した命題の一例である。

こうしたことから、諸概念や命題は、以下の3つの基準を満たす場合のみ、世界で適用できる。第1に、諸概念の命題と定義は、「SはPである」という形式に対応していなければならない。「冷蔵庫、赤、アヒル」という形象は、これに当てはまらない。第2に、概念や命題が矛盾のないこと、そして第3に主辞と賓辞の (部分的) 同一性が見られることである。こうして、概念や命題は世界において可能な物のみを指示することができ、その可能性がある場合にのみ真となる。「私の祖母は素数である」という命題は、最初に挙げた2つの基準のみ満たしており、それゆえ真でも偽でもない。すなわち、そのような命題は決して矛盾ではない。ただ、私たちの知るところでは、祖母でもあり素数でもある物が存在しないだけである。

それゆえ、思考においては、2つの基本となる原理と2つの重要な派生が確認されよう。第1の原理は、同一律 (principium identitatis) ないし「同一性原理」と呼ばれている。これは、ある主辞の賓辞全体がこの主語を他の物から完全に区別しうる、すなわち、賓辞全体が主辞との同一性を形成することを意味する。第2の原理は、矛盾律 (principium contradictionis) ないし「矛盾原理」と呼ばれる。これは、相互に排斥し合う2つの賓辞が同時に、主辞に与えることができないことを意味する。2つの原理から、さらに以下の原理が派生されうる。それは、不可識別者同一の原理 (principium iden-

titatis indiscernibilium)、すなわち「区別不可能という同一性原理」と呼ばれている。これは、全く同じ賓辞が与えられる2つの主辞が区別されえず、それゆえ同じ主辞であると解されなければならないことを意味する。言い換えれば、2つの主辞が、その区別不可能性ゆえに2つではなく1つとされるものである。この原理は、先に挙げた2つの原理のうち最初の原理から導き出されると言えよう。なぜなら不可識別者同一の原理は、同一性原理を前提としているからである。つまり、同一性は、他の可能な全ての主辞の中から、ある主辞を1つの主辞と同定し、その主辞に当てはまりうる賓辞にしたがって、他のありうる主辞から同一の主辞を区別する無矛盾性を要するからである。こうして主辞の概念は、世界における特定種の個物に、真実通り確実に適用されうることになる。

さらに、排中律 (principium exclusi tertii) ないし「第三の命題が排除される原理」も派生されうる。この原理は、いずれの命題も「真」か「偽」どちらかの真理値に至り、第三の真理値に至る可能性が排除される。すなわち、2つの基本原理が妥当する場合、どの主辞にもある一定数の賓辞が与えられ、その賓辞は他の可能な主辞から区別する役割を有する。この主辞に別の主辞の賓辞が与えられた場合、指示すべき主辞を指示しない命題が定式化される。それゆえ、主辞に賓辞が与えられるか、与えられないかのどちらかである。すなわち、命題が主辞と賓辞の同一性を主張するか、それとも非同一性を主張することになる。蓋然性の命題内容も、現実に合致するかそうでないかのどちらかであり、そうした命題の内容は論理的な意味においては決定されていない。

B. およそアヒルとなりうるもの：命題

基本的には命題にしたがって、その中に存在する賓辞が区別されうる。まず、賓辞は、すでに主語に含まれている何らかのものを示しうる。そのような命題は「分析的」と称されている。この分析的という言葉は、古代ギリシ

ア語のアナリシス (ἀνάλυσις) という言葉に由来すると解されている。主語の定義にあらわれている賓辞を解体し、主語によって正確に表される内容を見つけ出すために1つ1つ分析する。その際、それぞれの概念が構成されるためにはどのような賓辞が与えられなければならないかを理解しようとすることが特に重要である。例えば、「三角形」という概念には、3つの角がある性質という賓辞が概念に含まれていなければならない。というのも、そのような賓辞なくして、われわれが知っている三角形という概念は構成されないからである。

さらに、ある一定の概念を構成するために必要とされないような種の賓辞も存在する。例えば、球の概念を構成するためには、「面をもつ」という賓辞が確かに存在しなければならないが、はっきりとした特定の色をもつことは必要ではなく、何らかの色をもっていればよい。というのも、「面をもつ」という属性からは、「色をもつ」という属性が確かに出てくるものの、「球は(完全に)赤である」または「球は黄色い水玉がつけられている」という属性は出てこないからである。それゆえ、特定の色に関する賓辞は異なりうるのであって、さまざまな方法で主語を具体化することができよう。したがって、「球は(完全に)赤い」という命題や「球は黄色い水玉模様がつけられている」といった命題は、分析命題とは異なるものである。ともあれ、球がどんな場合でも丸みを帯びていることを認識するためには、球の具体的な定義を使用することができれば、それで十分である。もっとも、ある種のさまざまな球、例えばサッカーボールを互いに区別しようとする場合には、経験から得られる賓辞が必要となる。分析的な述語には、主語を詳細に規定する、経験から得られた属性が付け加えられる。主辞の規定は、概念の分析によってではなく、さまざまな賓辞の関係性によってなされるのであり、それゆえに、そのような命題は—古代ギリシア語でシンセシ (σύνθεσις) とされる—総合命題とも称されるのである。上記の事例において、「面をもつもの」という賓辞は、「(完全に)赤いもの」ないしは「黄色い水玉模様のも

の」という賓辞によって詳細に規定される。その際、こうした補足的な賓辞は、まさに経験からしか得ることのできない属性を指示するものであると言えよう。なぜなら、そのような属性は、「球」の定義に含まれていないからである。

さらに、総合的な賓辞が主辞の分析的な賓辞を詳細に規定しようとするならば、総合的な賓辞は、分析的な賓辞と両立しうるものでなければならない、ということになるだろう。この点、総合命題が理解されうるものとなるためには、総合的な賓辞によって、分析的な賓辞との間に矛盾が生じないようにしなければならない。すなわち、球の表面が「うるさい」と主張する場合、その命題を経験によって検討することが不可能な誤った方法で、面という性質を表す賓辞が詳細に規定されていると言えよう。さらに、総合命題においては、真理性基準として、経験論的な検証可能性が特に重要である。そうした検証可能性がない場合、経験に関する命題は言うまでもなく自己の経験によって追体験できない。それは、総合命題では、可能な経験の対象となりうる何らかのものが示されていなければならないことを意味する。総合命題は、経験的に検証されうる場合に、まさに「真となりうるもの」であると言えよう。

分析命題と総合命題の異なる真理性基準に基づくと、真理値がそれぞれ異なった方法で認定されなければならないことが容易に見て取れる。分析命題は、論理という手段によってのみ、真か偽かが検討されうる。その真理値はアプリアリに、すなわち、いかなる経験にも先立ち、経験なくして認定されうる。それゆえ、そのような命題とそうした命題に結びついている諸概念は、必ずしも経験の対象を指示しなければならないものではない。これに対して、総合命題を構成するに当たっては、経験がどうしても必要となる。というのも、総合命題の真理値は、まずアポステリオリに、すなわち命題によって示される経験を持った後に認定されうるからである。いずれにせよ、このことが当てはまるのは、可能な経験が主題となる総合命題である。こう

して見ると、命題の真理は、明らかに論理という手段によってのみ、そして経験によって認定されうると言えよう。

それぞれの命題の内容は、世界におけるいくつもの対象に、同様に当てはまる。例えば、三角形についての分析命題は、真正の三角形全てにおいて同程度に真であり、したがって、赤い球についての総合命題は、全ての赤い球と同様に当てはまる。というのも、両種の命題とも、同一の属性を示す物に関する何らかのものを表しているからである。同一の属性を示すいくつもの物について同様に命題が当てはまるならば、そのような物も同一であるということになるだろう。

それならば、例えば、被告人が謀殺したという命題が真である、すなわちドイツ刑法典211条に基づいて謀殺者であると同定する場合、「Xが謀殺した」という命題は、ドイツ刑法典211条の基準に基づいて、全ての謀殺者に当てはまらなければならない。しかし、謀殺者がこの基準によってのみ謀殺者と同定されることを主張するならば、全ての謀殺者が同じ属性を示していることが前提となる。しかしそれは、全ての謀殺者が同一であり、それゆえ常に同一人物が謀殺したという意味になってしまいかねない。したがって、一男性であれ女性であれ—およそ一般的に可能な全ての謀殺をした者、現に謀殺している者、これから謀殺しようとする者は、まさに1人しかいなくなってしまうと思われるかもしれない。なるほど確かに、このような主張は奇妙に思われるかもしれないが、論理的には全くもって正当であり、上述した不可識別者同一の原理によるものである。結局のところ、この原理によれば、同一の属性を示す物については区別されえない。それゆえ、同一種の物が互いに区別されうような補足的な属性が、常に必要となる。こうした点を踏まえると、ドイツ刑法典に示されているメルクマールは、刑法典を適用する者にとって、「謀殺者」の概念を構成しうるために最低限必要なものであるということが確認されるべきである。しかし、ある特定の謀殺者を他者と区別するためには、「謀殺者」という概念には含まれない、さらなる属性

が必要である。

上述の例では、法の性格が、特定の行動ないし行為者類型のみを記述する抽象的一般的な規則であることが示されよう。そのような規則は、構成的規範とも呼ばれている。構成的規範は、例えば謀殺とは何かを規定するものであるが、これに対して、謀殺者をその後どうしたらよいかを規定する規範は、統制的規範であるとされている。

したがって、構成的規範としての法は、個々人の行動態様もしくは個々人が法的に重要であるとして同定され、区別されうるために、必ず存在していなければならない人の属性を挙げていると思われる。言い換えるならば、当該出来事を規則の一事例であるとして説明するために、各法は、まず裁判所によって、世界における出来事に適用されなければならない。その後に初めて、統制的規範が機能するのであり、統制的規範に基づいて、例えば量刑が決定されるのである。

I. 全ての私のアヒル—あるアヒルは運に恵まれている —1羽だけもありうる：質と量

命題が形作られる際、命題は常に、対象に関する一定の集合や部類を指示している。ゲオルク・カントール（1845年－1918年）によれば、集合は以下のように規定されうる。

『『集合』(Menge) と言うとき、それはわれわれの直観または思考の対象で、確定されていて他のものとも明確に区別できるもの (Objekten) m を、一個の全体 (Ganze) に一括したそれぞれのもの (jede Zusammenfassung) M のことであると解される (各 m は M の『要素 (Elemente)』と呼ばれる) 』

ゲオルク・カントール「超限集合論の基礎に対する寄与」数学年報46巻481頁
命題は、個物、概念、命題といった、一定数の諸要素を常に指示している。例えば、ある一定の個物に関して、何らかの特定されたことが表現され

ており、「アレクサンダー大王は、紀元前334年にプロテシラーオスの墓を訪れた」という形で表される。そのようないわゆる単称命題 (singuläre Aussagen) においては、命題が、ある一定の固有名詞によって表される特定の個々の物のみを指示する点に特徴がある。すでに述べたように、真正の固有名詞はまさに1つの物にのみ与えられ、そうしたプロセスを経て完全に同定される。すなわち、固有名詞を通じて、主語の述語全てが言い表されるのである。もっとも、悟性が有限的である点に鑑みれば、単称命題は、(例えば、ここで、そこで、X日に、という形で) ある一定の場所的・時間的指数に縛られた特定の言語を使用することによってのみ理解されうる。

他方で、一無限にある多くの可能性の中から—1つないし少なくとも1つ以上の物に関する何らかのことを表している命題も見取れる。そのような、いわゆる特称命題 (partikuläre Aussagen) では、ある一定種の個物に関する何らかのことが表される。このような命題が特称と呼ばれるのは、そうした命題では一定の概念に包摂されうる個物に関する何らかのことが表現されるものの、命題における主辞の定義を含む可能な個物全てに当てはまるわけではないからである。例えば、「青い目をした人間」のように、特定の人間にのみ当てはまるような、一部の人間に関する何らかのことが表現される。それゆえ、こうした個物の集合の一部に一定の属性が与えられる一方、他の部分には与えられなかったり、その逆であったりもするようなことを表す形式によって、可能な同種の個物が区別されうるのである。特称命題では、例えば「ある人間は青い目をしている」という命題のように、多くの場合「ある」という言葉が用いられる。

最後に、可能な個物の種全体数に向けられる命題が、特称命題と区別されるべきである。そのような、いわゆる全称命題 (universale Aussagen) は、個物の集合に一定の属性を認めたり認めなかったりする。命題が全称とされることから明らかなように、例えば「全ての人間は死ぬ」という形で、たいていは「全ての」という言葉によって示される。

以上から、「SはPである」という形式の単純な命題については、3つの異なる重要な要素を区別すべきである。第1に、命題は、集合の1つの要素、ある要素、全ての要素を表す。こうした要素は、命題の量とも呼ばれている。第2に、命題は、質の要素を有している。上述の例で見たように、命題においては、主辞に属性が認められたり認められなかったりする。言い換えれば、主語と述語の結びつきについて、肯定的か否定的に述べられる。それゆえ、命題では、質に基づいて、「アヒルは黄色い」というように肯定的な命題であるか、それとも「ユニコーンは肉食動物ではない」というように否定的な命題であるかを区別すべきである。しかし、その際、命題の真理性については、何ら主張されるものではない。肯定命題も否定命題も、真となりうるし、偽ともなりうる。この点、本来の意味においては、肯定命題によってのみ認識が表されうることに注意すべきである。というのも、否定命題では、何についてしかじかと述べられているのか認識されえないため、何らかのことがないことを表しているに過ぎず、肯定されるものについては表されていないからである。例えば、「すべてのXは赤い色をしておらず、角がなく、黄色くもない」と述べる場合、「X」となりうるものが一体何なのか、認識することはできない。それゆえ、定義は、基本的に肯定的な命題でなければならない。第3に、単純な命題は、先に述べたアリストテレスに由来する真理性基準によれば、真でも偽でもありうる。

こうした命題が真となりうるかどうかは、用いられる諸概念に左右される。というのも、命題は、そこに入る諸概念が相互に両立しうる場合にのみ真となりうるからである。「SはPである」という形式の命題では、概念の定義に関する命題が問題となるため、諸概念相互の関係が、命題で表現される。さらにそのような関係は、先に述べたように、ある一定の質や量を指示する。命題の個々の名辞の下に特定の個物が包摂されうるため、このような命題を通じて、想定される個物が分類される。すなわち、個物は、特定の属性にしたがって特定の類（古代ギリシア語でカテゴリー (κατηγορία) と呼

ばれる)に分類されるのである。それゆえ、「SはPである」という形式の単純な命題は、範疇命題ないし範疇判断と呼ばれている。範疇命題では、主辞は、賓辞によって質的に、すなわち肯定的ないし否定的に規定されるだけでなく、量的に、すなわち全称的ないし特称的にもはっきりと規定されるのである。

Ⅱ. 相反するアヒル：特殊な命題

もともと、範疇命題における判断についても、もっぱら質や量のみ規定されたものが存在する。質のみが規定された命題は、いわゆる仮言判断ないし仮言命題 (hypothetische Aussage) と呼ばれ、量のみが規定された命題は、選言判断ないし選言命題 (disjunktive Aussage) と呼ばれている。さらに、論理的な理由から、全ての命題においてその真理値が規定されうるわけではない。真理値を規定しえない命題は、蓋然命題 (problematische Aussage) と呼ばれている。

1. もしアヒルが冬の夜に…：仮言命題

この種の命題は、世界の継起性、すなわち世界において支配的な絶え間ない変動と共に現れる。さらに仮言命題は、因果の問題性に関わる。原因や結果の構造を概念的に説明しようとするならば、特定の出来事が可能なものとして規定されるためにさまざまな諸条件が列挙され、充足されなければならないだろう。そうした構造の1つからも、命題の真理値は、他の命題の真理値に依存していることが理解されよう。というのも、ある一定の結果を正確に記述しようとする命題は、結果に至った前の出来事に関する命題が真となる場合にのみ、過程の一部であるとして真とみなされうるからである。すなわち、このような命題は、因果的に明らかにされるべき結果に至った1つないし多くの因果的な筋道を指示する。その際、結果は多くの場合、説明しようとするものであり、常に結果から原因にさかのぼっていかうとするため、

そのような命題は仮定的な性質を有している。これは、結果に関する命題の内容が、可能な原因に関する命題の内容によって条件づけられることを意味する。というのも、現実が原因に関する命題によって適切に規定される場合にのみ、説明されるべき結果が原因から生じることも真実となるからである。論理的に言えば、仮言判断においては、Sの内容に関する規定に基づいてPの内容が必然的に考慮されうるので、主辞と賓辞が相互に結びついていると解されよう。こうした依存性は、文法的には多くの場合、「もしAならばBである」という形式の条件文によって表現される。

2. ガーガー鳴く、またはガーガー鳴かない：選言命題

しばしば、結果を惹起する多くの原因が同等にありうると思われるため、その結果を説明するためには、異なる命題が相互に有するさらなる関係が必要となる。そのような関係は、選言と呼ばれている。選言は、異なる命題がいくつかの選択肢を示しており、その選択肢が全て、またはそのうちのいくつかだけが別の結論に至って真となりうることを表す。そのような命題は、たいてい「または」という語が用いられる。こうして、事態について同等に真となり、場合によっては相互に排斥し合う異なる命題が相互に結びつく。例えば、「神は孤独に生活している、または人間社会で生活している」という命題には、「または」という語によって、論理的な意味では、同じ主辞であるものの別の賓辞を示す2つの異なる命題が相互に結びついている。前者の命題は、「神は孤独に生活している」という命題であり、後者の命題は「神は人間社会で生活している」という命題である。2つの命題の主語は、各命題のそれぞれの述語と矛盾なく相互に結びつくことができるため、この2つの命題は、同程度に真となりうる可能性を有している。つまり論理的に言えば、選言命題では、一般的な概念を示す主辞に対して、「または」という語で結びついた個々の賓辞が相互に排斥し合うような賓辞が与えられるのである。例えば、「被告人は有責的であるか、または有責的でない」という命

題では、それがはっきり表れている。すなわち、2つの賓辞のうちどちらが主辞に対して実際に与えられるのか、容易に決定することができないのである。それゆえ、属性が命題の可能な関係から相互に生じるため、個々の命題の真理値を決める際には、一定の結合可能性が重視される。

3. アヒルではないかもしれない：蓋然命題

概念が理解されうるためには、それが矛盾のないものでなければならない。そうでなければ概念は、世界において決して用いることができないものになってしまうだろう。もっとも、無矛盾性によって明らかになるのは、まさに矛盾のない概念が構成されうる可能性があるゆえ、そのような物が何らかの世界に存在しうる可能性がある、ということに過ぎない。この点については、数学者、法学者で歴史学者でもあるゴットフリート・ヴィルヘルム・ライプニッツ（1646年-1716年）の議論に目を向けるべきだろう。ライプニッツは、『認識、真理および観念について（*Meditationes de Cognitione, Veritate, et Ideis*）』（1684年）という書物の中で、われわれが使用する概念について、早急に判断すべきでなく、矛盾を含んでいないかどうか慎重に検討すべきであると説明している。というのも、多くの概念が矛盾していないように見えるかもしれないものの、決して矛盾がないわけではないからである。その一例として、概念を誤って使用したり、正しい概念の意味を理解していなかったりすることが挙げられよう。それゆえ、そうした概念に立ち入る命題は、その真理値が容易に決められないことから、蓋然的とみなされるべきである。

そのことは、2つの例によって明らかにされよう。1つは、ライプニッツ自身から出されており、もう1つは、日常用語について全く自明であるように見えるものの不条理な表現の使用が示している。例えば、ライプニッツは、以下のように述べている。

「ところで、私がこのことを明らかにするために、私は普段、不条理さ

を含意する最速運動という例を用いている。すなわち、ある車輪が最速で回転していると仮定しよう。このとき、車輪の中にある釘よりも、車輪からさらに突き出たスポークの方が早く運動していることに、誰が気付かないであろうか。したがって、一仮定に反して—この車輪の運動は最速ではない。」

ゴッドフリート・ライブニッツ「認識、真理および観念についての省察」

同『形而上学叙説』（2000年）38頁

「最速運動」という概念は、差し当たり自明で、そのうえ矛盾がないように思えるにもかかわらず、ライブニッツの詳細な分析は、そうした概念が十分に理解できるものではないことを示している。ライブニッツが提示している根拠は、観察に基づいていることに鑑みると、経験的性質を有していると言えよう。もっとも、その根拠が論理的に真となりうるかどうかについては、何ら述べられていない。「運動」や「最速」といった概念が矛盾なく相互に結びつきうるのは、まさに可能だからである。しかし、この例は、経験的概念を構成したり使用したりする際、概念が表される世界の諸条件に注意を払うべきであることを示している。世界に合致しない形で経験的概念を使用すれば、世界が存在する基となっている諸条件と矛盾する命題に至ってしまうだろう。それゆえ、最速運動は、その概念については形式的に可能であるものの、経験的概念によって把握すべき現実とは何ら関係していないのである。

同じく一見すると自明なように感じられる日常用語の例は、遅くとも初期啓蒙以降、論理学概説書の標準的な項目に置かれている無限判断（unendliche Urteil）である。無限判断とは、賓辞それ自体は否定的であるにもかかわらず、主辞に対して肯定的に与えられる賓辞を使用する命題である。そのような命題の例は、「宇宙は無限である」というものである。この主辞である「宇宙」には、「は」という繫辞によって、「無限である」という賓辞が肯定的に与えられている。賓辞に関して蓋然的なのは、—「無」という一語の

接頭辞によってすでに賓辞に含まれている否定性である。それゆえ、「無限である」というのは、「有限ではない」と述べても同様に表現することができよう。しかし、そのような賓辞が主辞に対して肯定的に与えられる場合、言及したような肯定の蓋然的用法が生じよう。というのも肯定は、主語が詳細に一すなわち肯定的に一規定される形で使用されるからである。そうした肯定的な規定によって初めて、概念によって示される物が、それを規定する属性が与えられることで、他の個物から区別されるのである。しかし、属性がそのもの自身の否定を含む場合、個物に与えられる属性とは一体どうあるべきなのか、不可解であるように思える。というのも、宇宙は無限であるという規定から、宇宙がどのようなものなのかは読み取れないからである。主語は、内容的に見れば規定されないままであるため、計り知れない多くの物に適用され、数学的な形式では変数に匹敵する相関詞に至るだろう。このような相関詞は、実際にあらゆる可能性を想定しうるため、論理的観点から、自己の否定を含む賓辞が入る命題では、その命題が何について表そうとしているのかは決定できない。それゆえ、命題の真理値も決められず、無限命題は蓋然的とみなされるのである。

「無限である」という規定は、無限という賓辞によって測定可能性を否定するものである。それゆえ、「宇宙は無限である」という命題は、否定的な範疇判断を示す「宇宙は測定可能ではない」という命題と同じ意味を有する。

4. 唯一の本物のアヒル：トートロジー、法則、公理、明証

矛盾を含むがゆえに確定的に偽となる命題と並んで、常に真となる命題も重要である。そのような命題には、トートロジー (Tautologien)、公理 (Axiome)、法則 (Gesetze)、明証的命題 (evidente Aussagen) と呼ばれるものがあるが、これらは日常用語、学問、論理学において全く異なる意味を有している。

「SはPである」という形式の純粋な範疇命題は、主語と述語が範囲や内容において同じであり、したがって同一のものを表す場合、常に真となる。そのような命題は、古代ギリシア語のタットロギア (ταυτολογία)、すなわち「同語反復」という言葉から、トートロジーと呼ばれている。トートロジーは、常に真となるにもかかわらず、本来は不完全な定義を示すものである。というのも、主語が賓辞によって詳細に規定されず、そのような命題の下で理解されうるものが明らかにされえないからである。例えば、「裁判官は、判断を下すことを理解している人である」という命題は、なるほど確かに常に真であるものの、内容的には、「裁判官」ないし「判断する」という言葉が何を意味しているのか知っている場合のみ理解できる。これは、主語と述語の完全な同一性を主張する全ての命題に当てはまる。

さらに、個々の部分命題の真理値とは無関係に常に真となる命題の関係も、トートロジーとして理解されている。これに当てはまるのは、特定の形式的数学的な論理法則である。

その法則の1つは、すでに言及した矛盾文や、第三のものが閉じられた文と極めて似た性質が見られる。この2つの文が当てはまる場合、常に真となる選言命題が構成される。その際、「または」という言葉によって結びついた賓辞は、主辞の範疇にある全ての可能な賓辞の総体を含むものでなければならない。先に例として引き合いに出した「被告人は、有責的か有責的でない」という命題は、常に真となる命題であり、責任があるか責任がないかが明白に決定されえない場合でも真となりうる。常に真となる選言判断では、しばしば賓辞が、「～か、または～」という語によって結びつけられ、「被告人は、有責的であるか、または有責的でないかのどちらかである」という形になる。そのような命題も、一般的にトートロジーとみなされる。

トートロジーと区別されるべき命題として、トートロジーでないにもかかわらず、真理が直接かつ容易に理解されうるがゆえに、命題が常に真となるものがある。そのような命題は、「明証的命題」と呼ばれている。例えば、

デカルトの有名な格言「我思う、ゆえに我あり (ego cogito, (ergo) sum)」は、明証的命題の一例である。もっとも、明証的命題では、なぜそのような命題が直ちに真とみなされなければならないのか、明らかにされるのが非常に困難であるとの性質を有している。このような困難性が生じるのは、その真理に対する根拠が示された場合、命題がもはや明証とみなされないからである。

形式的かつ経験的学問におけるさまざまな学説においては、命題が間違いなく明らかに真であるとは言えないにもかかわらず、先と同様に根拠なくして真であるとされる命題が用いられている。そのような命題文は、公理と呼ばれている。公理は、まずもって根本に置かれる学説の命題で、真として受け入れられたり定められたりする。最も有名なのは、おそらくユークリッドの公理であろう。例えば、ユークリッドの原論 (Elementen) における「同じものに等しいものは、互いに等しい」という公理が、それに該当する。ニュートンの力学における運動法則も、公理的な性質を有している。ニュートンは、第1法則で次のように述べている。

「全ての物体は、それに加えられた力によってその状態が変化させられない限り、制止あるいは1直線上の等速運動の状態を続ける。」

アイザック・ニュートン(フォルクマー・シューラー訳)『自然哲学の数学的原理』
(1999年) 33頁

ユークリッドの公理は数学における単なる理解の対象と関係があり、ニュートン力学の公理は力学の経験的対象と関係するものではあるが、公理は結論から何も生み出されない点で共通している。それゆえ、そのようなタイプの命題は、学問においても論理学においても特別な位置づけがなされている。というのも、公理や、真とみなされる先の命題に基づいて、さらにそれらとは異なる命題が展開されうるからである。これは、特定のあらかじめ確定している論理的規則を利用することによって生じる。そのように展開される命題は定理 (Theoreme) と呼ばれ、公理や規則や定理の総体は、公

理的な体系を示している。公理的な体系は、学説のもっとも強固な類型とみなされうる。なぜなら、その類型に含まれる命題は、まさに体系の一部であるがゆえに確定的な真理値を有するからである。例えば、ピタゴラスの定理では、ユークリッドの公理と矛盾しないようにすることで、ほぼ確実に真となることが示されている。

こうして常に真となる命題の最後の類型については、「証明された命題」と呼ばれている。しかしその際、証明された命題が、論理学や数学の形式的な命題としてみなされるに過ぎないか、それとも経験的学問の命題としてみなされるかどうかについては、まさに議論されている。このような命題も、時として明証と呼ばれている。

(続)

【付記】本稿は、JSPS科研費若手研究(研究課題番号19K13541)の助成を受けたものである。

- 1) *Ingeborg Puppe*, *Kleine Schule des juristischen Denkens*, 4. Aufl., 2019, S.254.
- 2) 拙稿「正当化事由規定における『許容』の意味—正当化事情の錯誤に関連して—」伊東研祐=小島秀夫=中空壽雅=松原芳博編『市民的自由のための市民的熟議と刑事法増田豊先生古稀祝賀論文集』(勁草書房、2018年)43頁以下、同「名誉毀損罪における事実証明規定をめぐる規範論的考察」大東法学28巻2号(2019年)1頁以下。
- 3) 平良=吉野一「法論理学の意義および課題と方法—イルマー・タンメロを中心として—」法学研究45巻7号(1972年)12頁。
- 4) Vgl. *Edgar Morscher*, *Kann denn Logik Sünde sein?*, 2009, S.164ff.
- 5) *Ingeborg Puppe*, *Strafrechtsdogmatische Analysen*, 2006.
- 6) *Puppe*, a.a.O. (Anm.1), S.204f. 法的三段論法の限界については、高橋文彦『法的思考と論理』(成文堂、2013年)121頁以下も参照。
- 7) もっとも、事実認定や故意の立証においても実践的三段論法の有効性が指摘されている。増田豊『刑事手続における事実認定の推論構造と真実発見』(勁草書房、2004年)1頁以下参照。
- 8) この点は、これまでに出版されている他の文献からも明らかである。主な文献とし

て、*Klaus Adomeit/ Susanne Hähnchen*, *Rechtstheorie mit Juristischer Methodenlehre*, 7.Aufl., 2018, S.5, S.47f.; *Friedrich E.Schnapp*, *Logik für Juristen*, 7.Aufl., 2016; *Puppe*, a.a.O. (Anm.1), S.231ff.; *Jan C. Joerden*, *Logik im Recht*, 3.Aufl., 2018等を参照。

- 9) *Alexander Aichele/ Jakob Meier/ Joachim Renzikowski/ Sebastian Simmert*, *Einführung in die Logik und ihren Gebrauch: ein kleines Kompendium (nicht nur) für Juristen*, 2015.
- 10) Enteとは、その辞書的な意味によれば広く「カモ」一般を指すが、本書4頁にはラバー・ダックの写真が掲載されているため、拙訳では「アヒル」とした。なお、本書では随所にEnte（アヒル）にまつわる命題が登場するが、これはEntität（実在）を意図した掛詞として用いられているものと推察される。
- 11) カール・バークスは、ディズニー・スタジオのイラストレーターであり、 دونالدダックやスクルージ・マクダックなどの生みの親である。